委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月13日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○ 知事	市区町村長等	
2. 都道府県名	北海道		
3. 市区町村名	黒松内町		
4. 届出番号	1		
5. 独自利用事務の事例番 号	9-1		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.kuromatsunai.com/town/townlife/other/file007.html		

執行機関名 黒松内町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	黒松内町医療費助成に関する条例(昭和53年条例第36号)による乳幼児等、ひとり 親家庭等の母又は父及び児童、重度心身障害者、老人に対する医療費の助成に 関する事務であって規則で定めるもの(乳幼児等)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		黒松内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1 第1の項 黒松内町医療費助成に関する条例(昭和53年条例第36号)による乳幼児等、ひとり 親家庭等の母又は父及び児童、重度心身障害者、老人に対する医療費の助成に 関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	黒松内町医療費助成に関する条例(昭和53年条例第36号)第1条
(6)東致の類ピマル日的	第一条 すべての国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべての <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、黒松内町に住所を有する <u>乳幼児等</u> 、ひとり親家庭等の母又は父及び児童、重度心身障害者、老人に対し医療費の助成を行うことにより、その <u>健</u> 康の保持と福祉の向上を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		黒松内町医療費助成に関する条例(昭和53年条例第36号) 黒松内町医療費助成に関する条例施行規則(昭和53年規則第18号)